

令和 5 年坂祝町議会 第 1 回定例会 議案

令和 5 年 3 月 8 日提出
加 茂 郡 坂 祝 町

付議事件

- | | | |
|-----|-----|--|
| 承認第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度坂祝町一般会計補正予算(第7号)) |
| 承認第 | 2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負変更契約の締結について) |
| 議案第 | 1号 | 坂祝町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 2号 | 坂祝町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 3号 | 坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 4号 | 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 5号 | 坂祝町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 6号 | 坂祝町企業誘致条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 7号 | 坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 8号 | 坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 9号 | 坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 10号 | 坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 11号 | 坂祝町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 12号 | 坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例の制定について |
| 議案第 | 13号 | 令和4年度坂祝町一般会計補正予算(第8号)について |
| 議案第 | 14号 | 令和4年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第 | 15号 | 令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第 | 16号 | 令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第 | 17号 | 令和5年度坂祝町一般会計予算について |
| 議案第 | 18号 | 令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第 | 19号 | 令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 議案第 | 20号 | 令和5年度坂祝町介護保険特別会計予算について |
| 議案第 | 21号 | 令和5年度坂祝町水道事業会計予算について |
| 議案第 | 22号 | 令和5年度坂祝町下水道事業会計予算について |
| 議案第 | 23号 | 総合福祉会館サンライフさかほぎに係る指定管理者の指定について |
| 議案第 | 24号 | 坂祝町デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について |
| 議案第 | 25号 | 可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について |
| 同意第 | 1号 | 坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| 同意第 | 2号 | 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて |

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 7 号))

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

専決処分事項
(専決第 1 号)

令和 4 年度坂祝町一般会計補正予算 (第 7 号)

専決処分日

令和 5 年 1 月 1 6 日

処分理由

国の令和 4 年度第 2 次補正予算により、「出産・子育て応援交付金」の予算措置がされ、1 2 月下旬の市町村事務説明会で実施・運用方法を確認しました。早急な事業実施を求められており、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて
(工事請負変更契約の締結について)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

専決処分事項
(専決第2号)

工事請負変更契約の締結について

専決処分日

令和5年2月1日

処分理由

当初、仮設配管の配管計画において、埋設及び側溝内空断面内への配管を計画しましたが請負業者からの提案で作業効率及び経済性を考慮し、露出配管に変更したこと及び一部区間の仮設配管の管種を変更しました。

露出配管に変更したこと及び一部区間の仮設配管の管種を変更したことによる請負金額の減額の変更契約が下記のとおり必要となりましたが、契約締結の議決につき、議会を招集するいとまがないため、専決処分するものです。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 上水工第4－1号
黒岩・深萱地区配水管布設替工事（1・9） |
| 2. 契約金額 | 当初 62,700,000円
第1回変更 62,030,100円
増減額 669,900円減 |
| 3. 契約の相手方 | 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉2008 |

議案第 1 号

坂祝町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町個人情報保護審査会条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う所要の改正をするものです。

坂祝町個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町個人情報保護審査会条例(令和4年条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 審査会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項及び坂祝町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第○号)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度のあり方について実施機関(坂祝町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第17号)第2条第2項に規定する<u>実施機関及び議会</u>をいう。以下同じ。)に建議することができる。 (審査会の調査権限) 第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>実施機関及び議会</u>をいう。以下同じ。)に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。 2～4 (略)	(所掌事務) 第2条 審査会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する。 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度のあり方について実施機関(坂祝町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第17号)第2条第2項に規定する<u>実施機関</u>をいう。以下同じ。)に建議することができる。 (審査会の調査権限) 第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>実施機関</u>をいう。以下同じ。)に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。 2～4 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 号

坂祝町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年の引き上げにより、岐阜県市町村職員退職手当組合の募集対象職員の年齢が改正されたため、所要の改正をするものです。

坂祝町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例(平成25年条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 2～17 (略) 附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 (略)</u> <u>(定年に関する経過措置)</u> <u>2 当分の間、第2条第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。</u>	(定年前に退職する意思を有する職員の募集等) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) (略) 2～17 (略) 附 則 (略)

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町非常
勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例の新規制定に伴い上下水道事業経営審議会
委員を追加し、報酬及び費用弁償を支給するものです。

また、近年、町内でイノシシ被害、目撃報告が多発し、町鳥獣被害対策隊員による
捕獲等の出動の負担も増加していることから隊員の維持確保を図るため報酬額を引き
上げるものです。

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例（案）

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会ワーキンググループ 員		
上下水道事業経営審議会委員		
給食センター運営委員会委員	月額2,000 円の範囲内で町 長が定める額	
鳥獣被害対策実施隊員	月額15,000 円の範囲内で町長 が定める額	

改正前

高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会ワーキンググループ 員		
給食センター運営委員会委員	月額2,000 円の範囲内で町 長が定める額	
鳥獣被害対策実施隊員	月額10,000 円の範囲内で町長 が定める額	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対し、その費用の負担を軽減するため所要の改正をするものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) 第12条の2 住居手当は、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を<u>借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)</u>を支払っている職員(町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町の規則で定める職員を除く。)に支給する。 2 住宅手当の月額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</u> (1) <u>月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</u> (2) <u>月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額</u> 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の<u>支給</u>に関し必要な事項は、町の規則で定める。 (管理職手当等の支給方法) 第23条 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>住居手当</u>、通勤手当、	(住居手当) 第12条の2 住居手当は、<u>町内で</u>自ら居住するための住宅(貸間を含む。<u>次号において同じ。</u>)を<u>借受け、月額10,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)</u>を支払っている職員(町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他町の規則で定める職員を除く。)に支給する。 2 住宅手当は、<u>月額10,000円</u>とする。 3 前2項に規定するもののほか、住居手当に関し必要な事項は、町の規則で定める。 (管理職手当等の支給方法) 第23条 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務

時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。	手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、町の規則で定める。
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

坂祝町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町ふるさと応援基金条例（平成 29 年条例第 11 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町ふるさと応援基金条例における運用益金の処理をより安全かつ効率的に管理及び運用を行うために条例を改めるものです。

坂祝町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町ふるさと応援基金条例(平成29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>ふるさと納税制度を活用し寄せられた寄附金</u>とする。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して<u>整理</u>する。	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、<u>次に掲げるもの</u>とする。 (1) <u>ふるさと納税制度を活用し寄せられた寄附金</u> (2) <u>基金から生じる運用益金</u> (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するもの</u>とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。なお、改正前による運用益相当額についても一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

議案第 6 号

坂祝町企業誘致条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町企業誘致条例（令和 3 年条例第 25 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町企業誘致条例の指定申請について、親会社及び子会社又はこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合は、連名又は共同で申請することができるよう、条例の定義及び指定について改めるものです。

坂祝町企業誘致条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町企業誘致条例(令和3年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (8) <u>子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。</u> (9) <u>親会社 会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。</u> (指定) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の申請について、親会社及び子会社又はこれと同等の関係にある複数の企業が共同で事業を行う場合は、連名で、又は共同で事業を行う複数の企業のうち代表を定めて申請することができる。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) (略) (指定) 第5条 (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町国民健康保険条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

健康保険法施行令等の一部改正が行われることに伴い、国民健康保険条例参考例が改正されたため、坂祝町国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額を改正するものです。

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町国民健康保険条例(昭和39年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金<u>488,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。 2 (略)	（出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金<u>408,000円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。 2 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る坂祝町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 8 号

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）の施行等に伴い、坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例も準じて改正するものです。

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 6 条 （略） <u>（安全計画の策定等）</u> 第 6 条の 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用児童の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに、当該放課後児童健全育成事業を行う場所の設備の安全点検、職員、利用児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業を行う場所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業を行う場所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>的に実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u>	第 6 条 （略）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用児童の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用児童の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童の所在を確認しなければならない。

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う場所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

第12条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う場所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

<u>止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施するよう努めなければならない</u> い。	
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の運用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 9 号

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）の施行等に伴い、坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例も準じて改正するものです。

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第６条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、<u>第７条の３第２項</u>、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）～（３） （略） 第７条 （略） （安全計画の策定等） <u>第７条の２ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、</u>	（保育所等との連携） 第６条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１）～（３） （略） 第７条 （略）

家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座

席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3～5 (略)	3～5 (略)
---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第10号

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和5年3月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行等に伴い、坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例も準じて改正するものです。

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条（略） 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給	第4条（略） 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同

保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3

法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同条第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次

項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次

の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第26条 削除

の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの

痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの

は「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同

は「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同条第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提

る。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保

供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに

る教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 (略)

附 則

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合

該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 (略)

附 則

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定

計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号	める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び
--	--

イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。	び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。
---	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

坂祝町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行に伴い、坂祝町子ども・子育て会議設置条例も準じて改正するものです。

坂祝町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u> の規定に基づき、同項の合議制の機関として、坂祝町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u> の規定に基づき、同項の合議制の機関として、坂祝町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例を制定するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町上下水道事業経営審議会を設置し、より適正かつ効率的な事業運営を図るため本条例を制定するものです。

坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例(案)

(設置)

第1条 坂祝町上下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、坂祝町上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公共団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と求める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び出席を求められた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 8 年条例第 2 号)に定めるところによる。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、水道環境課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この条例の施行について必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第8号）を提出するものとする。

令和5年3月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 14 号

令和 4 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第15号

令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和5年3月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第16号

令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和5年3月8日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 17 号

令和 5 年度坂祝町一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度坂祝町一般会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 18 号

令和 5 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 19 号

令和 5 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 2 0 号

令和 5 年度坂祝町介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年度坂祝町介護保険特別会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 2 1 号

令和 5 年度坂祝町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度坂祝町水道事業会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 22 号

令和 5 年度坂祝町下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、
令和 5 年度坂祝町下水道事業会計予算を提出するものとする。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 23 号

総合福祉会館サンライフさかほぎに係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

- 1 指定管理者を指定する施設 総合福祉会館サンライフさかほぎ
- 2 指定管理者の名称等 加茂郡坂祝町黒岩 1 5 3 番地 1
社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会
会長 石原 好弘
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から
令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 2 4 号

坂祝町デイサービスセンターに係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

- 1 指定管理者を指定する施設 坂祝町デイサービスセンター
- 2 指定管理者の名称等 加茂郡坂祝町黒岩 1 5 3 番地 1
社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会
会長 石原 好弘
- 3 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から
令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 2 5 号

可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約の制定について議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

可茂消防事務組合の事務所の位置を主に使用している住居表示にし、同組合議員である関係市町村長及び関係市町村の議会の代表者に事故があった場合、それに代わる者の議会の出席を認めるものです。また執行機関の組織は、第 7 条に規定する管理者 1 人、副管理者 2 人、会計管理者 1 人及び本条に規定する職員となることから、第 7 条に定めるものを除くほか、職員を置くことを第 1 0 条第 1 項に規定し、また消防組織法第 1 5 条に基づく職員の任命について第 2 項に規定し、その他字句の整理など所要の改正を行うものです。

可茂消防事務組合規約の一部を変更する規約（案）

可茂消防事務組合規約（昭和４５年４月１日岐阜県指令地第３号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（事務所の位置） 第４条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町<u>三丁目７番７号</u>に置く。 （議会の議員の定数等） 第５条 （略） ２ 前項の組合議員は、次の<u>者をも</u> <u>って充てる。</u> （１） 関係市町村の長 <u>（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１５２条第１項及び第２項に規定する者を含む。）</u> １０人 （２） 関係市町村の議会の<u>議長（法第１０６条第１項に規定する者を含む。）</u> １０人 ３・４ （略） （選任及び任期） 第８条 （略） ２ 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもつて<u>充</u> <u>てる。</u> ３ （略） （職員） 第１０条 <u>第７条に定める者を除くほか、組合に職員を置く。</u> <u>２ 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。</u> <u>３</u> （略）	（事務所の位置） 第４条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町<u>３丁目３，１６０番地</u>に置く。 （議会の議員の定数等） 第５条 （略） ２ 前項の組合議員は、次の<u>ものを</u> <u>もってあてる。</u> （１） 関係市町村の長 １０人 （２） 関係市町村の議会の<u>代表</u> １０人 ３・４ （略） （選任及び任期） 第８条 （略） ２ 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもつて<u>あ</u> <u>てる。</u> ３ （略） （職員） 第１０条 <u>組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。</u> <u>２</u> （略）

(監査委員) 第 1 1 条 (略) 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、関係市町村の監査委員のうち<u>法第 1 9 6 条第 1 項</u>に規定する識見を有する者から 1 人及び組合議員のうちから 1 人を選任する。 3 (略) (経費) 第 1 2 条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもってこれに<u>充てる</u>。 2 (略)	(監査委員) 第 1 1 条 (略) 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、関係市町村の監査委員のうち<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項</u>に規定する識見を有する者から 1 人及び組合議員のうちから 1 人を選任する。 3 (略) (経費) 第 1 2 条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもってこれに<u>あてる</u>。 2 (略)
---	--

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

同意第 1 号

坂祝町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

住 所 加茂郡坂祝町酒倉

氏 名 たのうえ やすお
田上 安男

任 期 令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで 3 年間

同意第 2 号

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 8 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

住 所 加茂郡坂祝町深萱

氏 名 たかはし 高橋 としみち 俊道

任 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで 3 年間